

# 地方公共団体向け財政融資に関する報告書

平成21年7月

財政投融資に関する基本問題検討会

地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム

# 「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」の概要

平成21年7月  
財政投融資に関する基本問題検討会  
地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム

## I. 検討の視点

### 1. 財投改革以降の環境変化

財政投融資は、抜本的な改革により、財投債の発行により資金調達を行い運用する仕組みへと転換。地方公共団体向け財政融資を巡る環境は大きく変化しており、その果たすべき役割について幅広く検討する必要。

### 2. 地方公共団体の資金ニーズへの対応

経済金融情勢の悪化により、国・地方税収が落ち込み、地方公共団体の厳しい調達環境が続く中で、地方公共団体の資金ニーズを見極め、的確に対応する必要。

### 3. 地方公共団体の財務規律の向上

夕張市が財政再建団体になるなど、地方公共団体の財政状況の悪化が顕在化し、地方公共団体の財政健全化を進めるため、財務規律の向上を図る必要性が、従来にも増して高まっている。

## II. 地方公共団体向け財政融資の在り方

### 1. 国の政策と密接な関係のある分野への資金供給

災害復旧事業など、国が責任を持って対応すべき分野や、一般公事業など、国の政策と密接な関係のある分野に、長期・低利の資金供給を行う財政融資を活用する必要性が高い。

### 2. 民間資金との役割分担及び資金調達能力の差を踏まえた資金供給

地方公共団体の資金調達は、財投改革の趣旨を踏まえ、市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものと位置づけることが適当。資金調達能力の低い地方公共団体については、資金の安定的確保を図る観点から、長期・低利の資金供給を行う財政融資を活用する必要性が高い。

### 3. 金融市场の混乱への対応

金融市场が混乱した状況の下では、融通条件等の格差が拡大し、地方公共団体の資金調達に支障が生じる可能性もあるため、民間資金を補完する形で公的資金を供給する必要性がより高まる。

### 4. 地方公共団体金融機関との関係

財政融資資金と地方公共団体金融機関資金はいずれも「公的資金」であるが、財政融資資金は、国の信用を用いて調達するため、借り手にとって最も条件の良い長期・低利の資金であり、国が責任を持って対応すべき分野や国の政策と密接な関係のある分野については、財政融資資金を確保すべき。

5. 赤字補填の性格を有する地方債（赤字地方債）の引受けの在り方  
赤字地方債の発行は、その抑制に努めるべきであり、財政融資資金による引受けは、投資的経費の範囲内にとどめることを基本とすべき。

6. 財政困難に陥った地方公共団体へのセーフティネット機能

「財政再生団体」等の地方公共団体について、「財政再生計画」等に基づく財政健全化策を着実に実施することを条件に、当該計画の期間内は財政融資資金により支援する必要。

**III. 地方公共団体の財務規律の向上**

1. 地方公共団体による財務状況の十分な把握と情報開示の充実  
地方公共団体は、財務状況を十分に把握し、諸リスクも的確に管理し、住民及び資金提供者による監視が働くよう、財務状況に係る情報開示の充実に努める必要。

2. 市場規律の活用

地方公共団体の自立的な財政運営を促進し、財政健全化を図るため、市場公募債の発行等を通じた市場規律をできる限り活用すべき。

3. 貸し手としての事前警鐘（アーリー・ウォーニング）機能の強化

財務状況把握を更に充実させ、地方公共団体に対する事前警鐘（アーリー・ウォーニング）機能を強化する必要。

4. 他の施策との連携

地方公共団体の財政健全化に向けては、他の施策と十分連携して、総合的・効果的に取り組む必要。

5. 地方分権との関係

国が貸し手として、財政健全化を促す際、地方分権改革の今後の進展にも留意しつつ、各地方公共団体の責任ある自主性を尊重するとともに、過重な事務負担を避けるよう、地方公共団体の実情を踏まえて対応する必要。

6. 国の財政との関係

地方公共団体の財政状況の悪化が続けば、国の財政に影響を及ぼし、将来の地方交付税総額の安定的な確保にも支障が生じるおそれがある点に留意する必要。

**IV. 財務状況把握の充実**

1. 財務状況把握の指標の充実

行政キャッシュフロー計算書をベースとした現在の指標の有用性は維持しつつ、地方財政健全化法の指標との整合性をとり、充実させるべき。

- ◆ 将来負担額の構成要素を「実質債務」に反映。
- ◆ 地方財政健全化法の4指標をヒアリング対象団体選定指標として活用。

2. 公営企業会計に係る財務状況把握の充実

公営企業会計に係る財務状況把握については、以下のような形で充

実させるべき。

- ◆ 普通会計の債務償還能力は、公営企業を含む地方公共団体全体の債務償還能力を反映。
- ◆ 上水道事業、病院事業及び下水道事業の3事業は当面の主要な対象。
- ◆ 公営企業の経営状況に係る具体的な視点も踏まえ、ヒアリング団体を選定し、オンラインヒアリングを実施。

### 3. 財務状況把握のタイムラグの短縮化

財務状況把握の結果をタイムリーに活用できるよう、直近の決算の状況に関するヒアリングを実施し、結果の公表を現状より概ね1年前倒しし、タイムラグを短縮すべき。

### 4. 分析手法の充実

人口規模別に類似団体との比較を行い、さらに人口動態や地元経済の動向を勘案するなど、分析手法を充実させるべき。

### 5. 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の活用

プライマリー・バランスは、地方公共団体の財政健全化に向けての一里塚と位置付けられることから、参考指標として活用すべき。

### 6. 公社・第三セクターなどの外郭団体の問題

外郭団体の財務状況把握の充実についても、今後の課題として検討する必要。

## **V. 財務状況把握の活用**

### 1. 地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス

地方公共団体の財務状況が著しく悪化する前にアーリー・ウォーニング機能を果たすため、ヒアリングを実施した全ての地方公共団体について、財務状況把握の結果を分かりやすく示す文書（いわゆる「診断表」）を作成し、財務の健全化に向けた貸し手としてのアドバイス（情報提供等）を実施すべき。

### 2. 貢献度の手法の開示

財務状況把握の基本的考え方、行政キャッシュフロー計算書の作成要領、財務指標の説明、指標による分析方法等を分かりやすく解説する「財務状況把握ハンドブック」を公表すべき。

### 3. 財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対する融資審査の厳格化

財務状況が一定以上悪化したことが明らかな地方公共団体については、財務の早期健全化を促すため、その起債に当たり、民間資金と比較して条件の有利な財政融資資金を充当する必要性があるか、融資審査を厳格化すべき。当該団体については、今年度より地方財政健全化法が本格的に施行されることに鑑み、同法に基づく財政健全化団体とすることが考えられる。

# 目 次

<b>経緯</b>	1
<b>I. 検討の視点</b>	
1. 財投改革以降の環境変化	2
2. 地方公共団体の資金ニーズへの対応	2
3. 地方公共団体の財務規律の向上	2
<b>II. 地方公共団体向け財政融資の在り方</b>	
1. 国の政策と密接な関係のある分野への資金供給	3
2. 民間資金との役割分担及び資金調達能力の差を踏まえた資金供給	4
3. 金融市場の混乱への対応	5
4. 地方公共団体金融機構資金との関係	5
5. 赤字補填の性格を有する地方債（赤字地方債）の引受けの在り方	6
6. 財政困難に陥った地方公共団体へのセーフティネット機能	7
<b>III. 地方公共団体の財務規律の向上</b>	
1. 地方公共団体による財務状況の十分な把握と情報開示の充実	8
2. 市場規律の活用	8
3. 貸し手としての事前警鐘（アーリー・ウォーニング）機能の強化	8
4. 他の施策との連携	9
5. 地方分権との関係	9
6. 国の財政との関係	9
<b>IV. 財務状況把握の充実</b>	
1. 財務状況把握の指標の充実	10
2. 公営企業会計に係る財務状況把握の充実	11
3. 財務状況把握のタイムラグの短縮化	11
4. 分析手法の充実	12
5. 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の活用	12
6. 公社・第三セクターなどの外郭団体の問題	12
<b>V. 貢献度把握の活用</b>	
1. 地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス	13
2. 貢献度把握の手法の開示	14
3. 貢献度が一定以上悪化した地方公共団体に対する融資審査の厳格化	14
<b>本ワーキングチームメンバーリスト</b>	16
<b>本ワーキングチーム開催実績</b>	17
<b>別添1 貢献度把握の「診断表」（ひな型）</b>	
<b>別添2 地方公共団体向け財政融資 貢献度把握ハンドブック</b>	

## 経緯

「財政投融資に関する基本問題検討会」は、平成13年度の財投改革以降の取組みを踏まえ、今後の財政投融資の在り方について本格的に議論するため、財政制度等審議会財政投融資分科会の委員の一部及び外部有識者をメンバーとし、分科会長が主催する検討会として、平成19年2月に設置された。

基本問題検討会では17回の会合を開催し、財投改革以降の取組み状況を検証するとともに、①財政投融資の役割と対象分野、②資金調達の在り方、③産業投資、④地方公共団体への貸付けなどを中心に、今後の財政投融資の在り方について議論（このうち、産業投資についてはワーキングチームを設け集中的に議論）を行い、こうした議論を踏まえ、平成20年6月に報告書「今後の財政投融資の在り方について」がとりまとめられた。

この報告書において、今後の地方公共団体への貸付けの在り方については、（イ）今後とも、地方公共団体の資金調達能力及び資金使途に着目した重点化の方向性を維持する必要があること、（ロ）地方の財政規律の維持・向上を促すため、①地方公共団体に対する実地監査における監査手法の充実、②補償金免除繰上償還の審査と財政健全化計画等のフォローアップ、③地方公共団体の財務状況把握の更なる充実・活用を図り、貸し手として、地方公共団体の財務状況を的確に把握し、事業の採算性等をチェックすることが必要であること等の方向性が示された。さらに、同報告書では、「財務状況把握の充実・活用を含め、地方公共団体に対する財政融資の在り方について検討を深めていく」ことが提言された。

これを受け、平成20年6月に、基本問題検討会の下に本ワーキングチームが新たに設置され、①地方公共団体向け財政融資の在り方、②財務状況把握の充実、③財務状況把握の活用などについてさらに検討を行うことになった。

本ワーキングチームは、これまで10回の会合を開催し、地方公共団体の財務運営、公営企業の財務・経営状況、民間資金の現状と市場規律、財務状況把握の充実・活用策などについて、外部の有識者からのヒアリングを含め、活発な議論を行ってきたところであり、今般、報告書を次のとおりとりまとめることとした。

## I . 検討の視点

本ワーキングチームは、以下の3つの視点を踏まえ、地方公共団体の財務状況把握の充実・活用を含め、地方公共団体向け財政融資の在り方について検討を加えることとした。

### 1. 財投改革以降の環境変化

財政投融資は、平成13年度の抜本的な改革により、従来の受動的に資金が預託され運用していた仕組みから、能動的に国債（財投債）を発行することにより、国の信用力を用いて資金調達し運用する仕組みへと転換した。さらに、地方公共団体向け財政融資を巡る環境は、地方債の許可制度から協議制度への移行、地方公共団体の資金調達方法の多様化、地方公共団体の財務の健全性に関わる制度改革の進展など、大きく変化してきている。こうした中で、地方公共団体向け財政融資が果たすべき役割について、幅広く検討する必要がある。

### 2. 地方公共団体の資金ニーズへの対応

地方公共団体が基礎的な住民サービスを提供する基盤を整えるためには、地方債の発行が不可欠であり、長期・低利の資金を提供し得る財政融資が一定の役割を果たす必要がある。さらに、現在、世界の金融資本市場は百年に一度とも言われる危機に陥っており、それに伴い、我が国を含め世界的な景気後退が進行している。こうした経済金融情勢の悪化により、国・地方税収が落ち込み、地方公共団体の厳しい調達環境が続く中で、財政融資は地方公共団体の資金ニーズを見極め、的確に対応する必要がある。

### 3. 地方公共団体の財務規律の向上

夕張市が財政再建団体になるなど、地方公共団体の財政状況の悪化が顕在化し、住民生活への影響が懸念されている。このような状況に鑑みると、地方公共団体の財政健全化を進めるため、財務規律の向上を図る必要性が、従来にも増して高まってきている。

## II. 地方公共団体向け財政融資の在り方

地方公共団体向け財政融資については、財投改革・行政改革の趣旨等を踏まえ、地方公共団体の資金調達能力及び資金使途に着目した重点化を図ってきたところであるが、今後とも、以下のような考え方に基づいて適切な資金供給を行うことが求められる。

### 1. 国の政策と密接な関係のある分野への資金供給

地方公共団体が行う事業のうち、災害復旧事業、辺地・過疎対策事業のように国が責任を持って対応すべき分野や、一般公共事業、教育・社会福祉施設等整備事業のように国の政策と密接な関係のある分野については、長期・低利の資金供給を行う財政融資を活用する必要性が高いと考えられる。

<基本問題検討会報告書「今後の財政投融資の在り方について」  
(平成20年6月)【抜粋】>

### II. 今後の財政投融資の在り方

#### 1. 財政投融資の役割と対象分野

##### (1) 財政投融資の役割

###### ③ 地方公共団体

###### i 公的関与の必要性

###### (i) 政策的な重要性の高い投資的な事業への資金供給

地方公共団体が行う事業のうち、災害復旧や廃棄物処理など、政策的な重要性や国の責任の度合いが高い投資的な事業については、長期・低利の資金供給を行う財投の活用が必要と考えられる。

なお、更に、地方における産業育成・農林水産業振興等についても、有効に財投の活用を図ることが考えられるのではないかとの意見もあった。

## 2. 民間資金との役割分担及び資金調達能力の差を踏まえた資金供給

地方公共団体の資金調達については、財投改革の趣旨を踏まえ、団体の自立的な財政運営を促す観点から、市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものと位置付けることが適当である。しかしながら、地方公共団体の財政規模や資本市場へのアクセス可能性等の違いにより、その資金調達能力には格差がある。このため、資金調達能力の低い地方公共団体については、資金の安定的確保を図るという観点から、長期・低利の資金供給を行う財政融資を活用する必要性が高いと考えられる。

<財政制度等審議会 財政投融資分科会「財政投融資改革の総点検について」(平成16年12月)【抜粋】>

### 2. 財投事業の総点検

#### (3) 各論

##### (14) 地方公共団体・公営企業金融公庫

地方公共団体への公的資金（政府資金及び公営企業金融公庫資金）の貸付は、民間金融機関では供給困難な長期・低利の資金を地方公共団体に融資することを通じて、地域に密着した社会資本の整備等に貢献してきた。

今後のあり方については、財投改革の趣旨を踏まえるとともに、地方公共団体の自立的な財政運営を促す観点から、地方公共団体の資金調達は市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものとすることが適当である。

<基本問題検討会報告書「今後の財政投融資の在り方について」

(平成20年6月)【抜粋】>

### II. 今後の財政投融資の在り方

#### 1. 財政投融資の役割と対象分野

##### (1) 財政投融資の役割

###### (3) 地方公共団体

###### i 公的関与の必要性

###### (ii) 資金調達能力の差を踏まえた資金供給

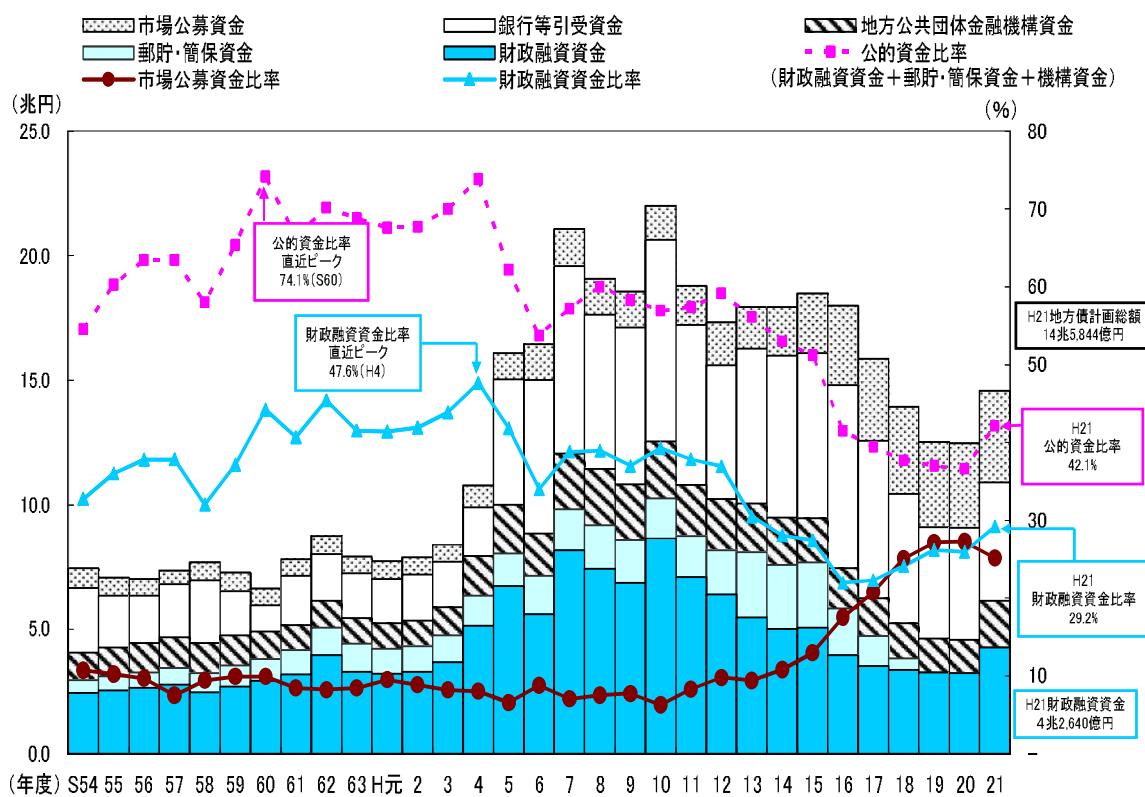
財政規模や資本市場へのアクセス可能性等の差により、地方公共団体の資金調達能力に差があるため、資金調達能力の低い地方公共団体についても、資金の安定的確保を図るという観点から、国の信用を用いて低利かつ長期の資金を供給する財投の活用が考えられる。

少なくとも、例えば、資金調達能力の低い地方公共団体の公共事業の権限を都道府県へ委譲する等の財政力に着目した権限配分の見直し等が実施されるまでの当面の間は、こうした支援が求められる。

### 3. 金融市場の混乱への対応

公的資金と民間資金とを比較した場合、金利・期間等の融通条件や発行コスト等の面で格差があることに留意する必要がある。特に、現在のように金融市場が混乱した状況の下では、融通条件等の格差が拡大し、さらに、地方公共団体の資金調達に支障が生じる可能性もあるため、民間資金を補完する形で公的資金を供給する必要性がより高まるものと考えられる。

#### <地方債計画における資金区別の推移（改定後計画額）>



### 4. 地方公共団体金融機関資金との関係

財政融資資金と地方公共団体金融機関資金はいずれも民間資金を補完するための「公的資金」であるが、財政融資資金は、国の信用を用いて調達するため、借り手にとって最も条件の良い長期・低利の資金である。したがって、国が責任を持って対応すべき分野（災害復旧事業等）や国の政策と密接な関係のある分野（一般公共事業等）については、財政融資資金を確保すべきと考えられる。

## <地方公共団体金融機構について>

### (経緯)

平成 20 年 10 月の「生活対策」に、総理指示を踏まえて、「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する」との項目が盛り込まれた。

### (概要)

- ・ 政府内での検討の結果、新たな機構は創設せず、地方公営企業等金融機構の業務を一般会計に拡充することで対応。（これに伴い名称を「地方公共団体金融機構」に変更）
- ・ 今回の見直しに際し、国及び地方公共団体に対して、新たな出資・政府保証は求めない。
- ・ 平成 21 年度については、従来の公営企業債等に加え、一般会計債である臨時財政対策債 5,000 億円等を新たに引受け。

### (関連法)

地方公営企業等金融機構法の改正が盛り込まれた「地方交付税法等の一部を改正する法律」は、平成 21 年 3 月 27 日に成立（当該部分は同年 6 月 1 日に施行）。

## 5. 赤字補填の性格を有する地方債（赤字地方債）の引受けの在り方

経済事情の変動による地方税収の大幅な減少などにより、地方公共団体の財源が大幅に不足し、さらに市場での調達環境が厳しい場合において、地方公共団体としては、公的資金による赤字地方債の引受けを期待している。ただし、地方公共団体による赤字地方債の発行は、その償還について地方交付税の手当てがある場合でも、借金であることに違はないため、その抑制に努めるべきであり、財政融資資金による引受けは、投資的経費の範囲内にとどめることを基本とすべきと考えられる。

## <財政制度等審議会 財政投融資分科会「財政投融資改革の総点検について」（平成 16 年 12 月）【抜粋】>

### 2. 財投事業の総点検

#### （3）各論

##### ⑭ 地方公共団体・公営企業金融公庫

赤字補填の性格を有する地方債については、資源配分機能を有する財政投融資の対象として相応しくない面があるものと考えられる。

## 6. 財政困難に陥った地方公共団体へのセーフティネット機能

財政状況が極度に悪化した「財政再生団体」等の地方公共団体については、民間からの資金調達が困難になるおそれがあることから、「財政再生計画」等に基づく財政健全化策を着実に実施することを条件に、当該計画の期間内は財政融資資金により支援する必要があると考えられる。

<地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄）>

（再生振替特例債）

第十二条 財政再生団体は、その財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている場合に限り、収支不足額（標準財政規模の額に、実質赤字比率と連結実質赤字比率から連結実質赤字比率について早期健全化基準として定める数値を控除して得た数値とのいずれか大きい数値を乗じて得た額を基準として総務省令で定める額をいう。）を地方債に振り替えることによって、当該収支不足額を財政再生計画の計画期間内に計画的に解消するため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、当該収支不足額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

- 2 前項の地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。次項において「再生振替特例債」という。）は、財政再生計画の計画期間内に償還しなければならない。
- 3 国は、再生振替特例債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとする。

### **III. 地方公共団体の財務規律の向上**

国が、地方公共団体向け財政融資を安定的に実施するためには、借り手である個々の地方公共団体の債務の償還確実性を確保することが重要である。地方公共団体の財務の健全性維持に向け、まずは個々の地方公共団体による情報開示を含む自助努力、さらには、市場規律の活用が図られるべきであるが、これに加え、国が貸し手としての機能を発揮することを含め、地方公共団体の財務規律の向上に向けた総合的な取組みを行う必要がある。

#### 1. 地方公共団体による財務状況の十分な把握と情報開示の充実

地方公共団体は、公営企業・外郭団体を含め、債務残高や資金繰り等の財務状況を十分に把握し、金利上昇リスクなどの諸リスクも的確に管理するとともに、住民及び資金提供者による監視が働くよう、財務状況に係る情報開示の充実に努める必要がある。

#### 2. 市場規律の活用

地方公共団体の自立的な財政運営を促進し、財政健全化を図るため、市場公募債の発行等を通じた市場規律をできる限り活用すべきである。ただしその際、地方債の格付けや金利には国による支援の要素が織り込まれているほか、金融機関は地方公共団体との取引の採算について総合的に判断する面もあることに留意する必要がある。

#### 3. 貸し手としての事前警鐘（アーリー・ウォーニング）機能の強化

地方公共団体向け財政融資にあたっては、国は貸し手として、財務状況把握を更に充実させ、地方公共団体に対する事前警鐘（アーリー・ウォーニング）機能を強化する必要がある。

#### 4. 他の施策との連携

地方公共団体の財政健全化に向けては、地方財政健全化法の施行、新地方公会計制度の整備、補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画等のフォローアップ及び公営企業分野における実地監査などの他の施策と十分連携して、総合的・効果的に取り組む必要がある。

#### 5. 地方分権との関係

国が貸し手として、個々の地方公共団体の財務状況に関心を持ち、財政健全化を促すのは当然であるが、その際、地方分権改革の今後の進展にも留意しつつ、各地方公共団体の責任ある自主性を尊重するとともに、過重な事務負担を避けるよう、地方公共団体の実情を踏まえて対応する必要がある。

#### 6. 国の財政との関係

地方債の償還は、現在、地方財政計画及び地方交付税措置により、マクロ・ミクロの両面から支えられているが、地方公共団体の財政状況の悪化が続ければ、国の財政に影響を及ぼし、将来の地方交付税総額の安定的な確保にも支障が生じるおそれがある点に留意する必要がある。

## IV. 財務状況把握の充実

財務省（財務局）は、財政融資資金の貸し手として償還確実性を確認する観点から、平成17年度より、地方公共団体の決算統計を利用して作成する行政キャッシュフロー計算書に基づき、ストック面を重視した4つの財務指標を算出し、財務状況把握を実施している。これにより、各団体の債務償還能力及び資金繰りリスクを体系的に把握することが可能となったが、地方公共団体の活動の拡がりや地方財政健全化法の施行等の環境変化を踏まえ、以下のとおり、財務状況把握を充実させるべきである。

### ＜財務状況把握の4指標＞

指標名	算式	趣旨
行政経常収支率	$\frac{\text{行政経常収支}}{\text{行政経常収入}}$	収入からどの程度の償還原資を生み出しているのか。
積立金等月収倍率	$\frac{\text{積立金等}}{\text{行政経常収入} \div 12}$	収入何ヶ月分の積立金があるか。
実質債務月収倍率	$\frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収入} \div 12}$	収入何ヶ月分の債務があるか。
債務償還可能年数	$\frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収支}}$	1年間で生み出される償還原資の何倍の債務を抱えているか。

### 1. 財務状況把握の指標の充実

財務状況把握の指標については、行政キャッシュフロー計算書をベースとした現在の指標の有用性は維持しつつ、地方公共団体の事務負担に配慮する形で、地方財政健全化法における指標との整合性をとり、以下のような形で充実させるべきである。

- ◆ 決算統計ベースで捉えられない将来負担額の構成要素を「実質債務」に反映。
- ◆ 地方財政健全化法の4指標をヒアリング対象団体選定指標として活用。

## ＜財務状況把握と地方財政健全化法の指標の比較＞

	財務状況把握	地方財政健全化法
フロー概念の指標	・行政経常収支率	・実質赤字比率 ・連結実質赤字比率 ・実質公債費比率
ストック概念の指標	・積立金等月収倍率 ・実質債務月収倍率	・将来負担比率
〔フローとストック概念を組み合わせた指標〕	・債務償還可能年数	—

## 2. 公営企業会計に係る財務状況把握の充実

公営企業会計に係る財務状況把握については、以下のような形で充実させるべきである。

- ◆ 普通会計の債務償還能力は、公営企業を含む地方公共団体全体の債務償還能力を反映。このため、公営企業に係る財務状況把握を充実させ、普通会計の財務への影響をも把握。
- ◆ 上水道事業、病院事業及び下水道事業の3事業は、財政融資資金の貸付額が多く、また、相当数の地方公共団体が経営し、財務分析や比較が行いやすいため、当面の主要な対象とする。
- ◆ 公営企業の経営状況に係る具体的な視点も踏まえ、ヒアリング団体を選定し、オンサイトヒアリングを実施。

## 3. 財務状況把握のタイムラグの短縮化

現在、例えば、平成17年度決算に基づく財務状況把握は、平成19年2月に総務省より提供される決算データに基づき実施され、その結果の公表は平成20年6月に行われており、タイムラグが大きい。財務状況把握の結果をタイムリーに活用できるよう、直近の決算の状況に関するヒアリングを実施することにより、結果の公表を現状より概ね1年前倒しし、タイムラグを短縮すべきである。

#### 4. 分析手法の充実

財務状況把握においては、ベンチマークを示すことが重要であり、人口規模別に類似団体との比較を行い、さらに人口動態や地元経済の動向を勘案するなど、分析手法を充実させるべきである。

#### 5. 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の活用

政策的支出を、新たな借金に頼らず、その年度の税収等で賄えているかどうか判断できるプライマリー・バランスは、地方公共団体の財政健全化に向けての一里塚と位置付けられることから、参考指標として活用すべきである。ただし、プライマリー・バランスが均衡した場合においても、債務残高は利払費分だけ増加するため、債務残高の増加に歯止めをかけるためには、起債収入（財務収入）と元本償還金（財務支出）が均衡している必要があることに留意する必要がある。

#### 6. 公社・第三セクターなどの外郭団体の問題

公社・第三セクターなどの経営が悪化し、地方公共団体本体の貸付金、債務保証及び損失補償を通じた潜在的リスクが大きくなっているため、外郭団体の財務状況把握の充実についても、今後の課題として検討する必要がある。

## V. 財務状況把握の活用

地方公共団体の財務規律を向上させるためには、国が貸し手として財務状況把握を充実させた上で、さらにその積極的な活用を図る必要がある。財務状況把握を活用する方策については、①財務状況把握の結果を財政融資の貸付姿勢に反映させることにより、各地方公共団体の財務規律を直接的に高める、もしくは、②財務省の実施する財務状況把握を一種の公共財として金融機関等に利用・参照させることで、地方公共団体の財務規律を間接的に高める（市場規律の活用）という2つの方向性が考えられる。

ただし、地方公共団体向け財政融資に期待される、①国の施策と密接な関係のある分野への資金供給機能、②各地方公共団体の資金調達能力の差を踏まえた資金供給機能、③地方債市場の安定化機能、の3つの基本的機能に照らせば、活用策の検討に当たっては、これらの機能の発揮に支障が生じる可能性（副作用）への配慮が求められる。具体的には、活用策の進め方によっては、各機能について、それぞれ①国の財政融資を活用した政策遂行に支障が生じる惧れ、②資金調達能力の低い地方公共団体がより厳しい条件での起債を余儀なくされ、過重な負担を負う惧れ、③民間金融機関や投資家の過剰反応により想定外の混乱が生じる惧れ、があるため、こうした副作用が生じることのないよう十分留意する必要がある。

以上を踏まえ、具体的には、以下の3つの活用策を実施すべきである。

### 1. 地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス

地方公共団体の財務状況が著しく悪化する前にアーリー・ウォーニング機能を果たすため、ヒアリングを実施した全ての地方公共団体について、財務状況把握の結果を分かりやすく示す文書（いわゆる「診断表」、別添1参照）を作成し、財務の健全化に向けた貸し手としてのアドバイス（情報提供等）を実施すべきである。「診断表」では、個々の地方公共団体の財務状況やその悪化要因を分かりやすく示すとともに、類似団体との比較なども行うことが適当である。こうした財務局と地方公共団体の間の意見交換を通じ、地方公共団体が新たな起債について自ら見直すなど、自己規律が高まることが期待される。その際、各地方公共団体が財務状況を地方議会・住民等に説明するため、自らの「診断表」を活用しうることとすべきである。

## 2. 財務状況把握の手法の開示

財務省は、財務状況把握を実施する財務局職員向けに、財務状況把握の基本的考え方、行政キャッシュフロー計算書の作成要領、主要な財務指標による分析方法等を分かりやすく解説する文書を作成し、活用しているところであるが、これを「財務状況把握ハンドブック」(別添2参照)として公表すべきである。「ハンドブック」の主たる対象は財務局職員であるが、公表することにより、財務指標等の改善につながる関係者からのフィードバックが期待できる。また、地方公共団体にとっても健全な財政運営に係る一つの指針となり、意思疎通が円滑化されることに加え、金融機関の融資・引受審査等を通じ、地方公共団体に対する市場規律が高まることが期待される。

なお、財務状況把握の結果が正しく評価・活用されるためには、財務状況把握の手法や財務指標の役割・性格についての理解の浸透が不可欠の前提となる。このため、公表する「ハンドブック」等を利用し、財務状況把握の手法や財務指標の役割・性格について、地方公共団体や市場関係者等の理解が進むよう努めるべきである。財務指標の個別の算出結果については、その状況を見極めつつ、将来的には開示することも含めて検討することが望ましいと考えられる。

## 3. 財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対する融資審査の厳格化

財務状況が一定以上悪化したことが明らかな地方公共団体については、財務の早期健全化を促すため、その起債に当たり、民間資金と比較して条件の有利な財政融資資金を充当する必要性があるか、融資審査を厳格化すべきである。その際、予見可能性の観点から、どのような団体が厳しい融資審査の対象になるか予め明確にしておくことが重要である。

財政融資資金貸付けにおける厳しい融資審査の対象となる団体については、今年度より地方財政健全化法が本格的に施行されることに鑑み、同法に基づく財政健全化団体とすることが考えられる。その場合、地方公共団体は当該団体に陥らないよう自ら財務の健全化を図るインセンティブが働くため、上記1. の活用策（財務健全化に関するアドバイス）と相まって、アーリー・ウォーニング機能が高まることが期待される。

(注) 地方財政健全化法に基づく財政再生団体への対応について

財政再生計画につき総務大臣の同意を得ていない財政再生団体は、災害復旧事業費等を除き地方債を起こすことができないため、現行の起債制限よりも広範囲に渡る起債制限がかかることとなる。また、財政再生計画につき総務大臣の同意を得ている財政再生団体については、一律の起債制限はかかるものの、総務大臣の同意を通じて財政の再生のために厳格な計画の策定が担保され、当該計画に基づいた厳格な財政運営が求められることとなる。

## 地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチームメンバー

### <座長>

どい　たけろう  
**土居　丈朗** 慶應義塾大学経済学部教授

### <座長代理>

さとう　もとひろ  
**佐藤　主光** 国立大学法人一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院准教授

### <委員>

(五十音順)

いまがわ <b>今川</b>	げん 玄	野村證券(株)キャピタル・マーケット部主任研究員
おかだ <b>岡田</b>	そう 聰	横浜銀行営業統括部 公務金融涉外担当部長
かわむら <b>川村</b>	ゆうすけ 雄介	国立大学法人長崎大学経済学部教授・一橋大学大学院客員教授
たかぎ <b>高木</b>	ゆうぞう 勇三	公認会計士・監査法人五大会長
とみた <b>富田</b>	としき 俊基	中央大学法学部教授(基本問題検討会座長代理)
ほさか <b>穂坂</b>	くにお 邦夫	NPO法人 地方自立政策研究所理事長(前 志木市長)
みやわき <b>宮脇</b>	あつし 淳	国立大学法人北海道大学公共政策大学院教授
もりた <b>森田</b>	ゆうじ 祐司	公認会計士・監査法人トーマツ パートナー
やまもと <b>山本</b>	まさとし 将利	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング(株) 経済・社会政策部主任研究員
よしの <b>吉野</b>	なおゆき 直行	慶應義塾大学経済学部教授(基本問題検討会座長)

### <オブザーバー>

やまざき　そうちちろう  
**山崎　聰一郎** 公認会計士・監査法人トーマツパブリックセクター部マネージャー  
(前理財局上席専門調査員)

# 財政投融資に関する基本問題検討会 地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチームの開催実績

第1回 20/6/6 (金)	○今後の進め方及び検討課題について ○地方公共団体向け財政融資の現状について ○地方公共団体実地監査について ○地方公共団体の財務状況把握について
第2回 20/9/29 (月)	○貸付金に連動する自治体財政＜穂坂委員＞ ○自治体経営を取り巻く環境変化＜森田委員＞ ○地方財政における環境変化と財務省の役割について ＜山本委員＞
第3回 20/10/31(金)	○地方公共団体財政健全化法と地方公会計＜総務省＞ ○格付会社による地方公共団体のクレジット評価と健全化指標＜今川委員＞
第4回 20/11/27(木)	○公営企業経営健全化計画の取組み＜横浜市＞ ○下水道事業健全経営を目指した豊中市の取組み ＜豊中市＞ ○実地監査における公営企業の経営状況把握について ○公営企業に係る財務状況把握について
第5回 21/1/29 (木)	○外郭団体経営問題が自治体の財政運営に及ぼす影響 ＜日本総合研究所 河村主任研究員＞ ○財務状況把握の財務指標と地方財政健全化の判断指標 ＜土居座長＞ ○財務状況把握と地方公共団体財政健全化法の指標の比較・整理
第6回 21/2/19 (木)	○地方債市場の現状と 2009 年度の展望 ＜ゴールドマン・サックス証券 岡本マネージングディレクター＞ ○地方公共団体向け融資について＜岡田委員＞ ○地方公共団体向け財政融資の現状 ○中間論点整理（案）について
第7回 21/3/30 (月)	○中間論点整理とりまとめ ○財政融資資金の融資事務等に関するアンケート（集計結果）

